

1. 本『下関市長を刑事告訴するに至った真相（仮題）』

という本の出版準備を進めています。

本年、7月23日、金山三郎さんは前田晋太郎下関市長を被告訴人として26項目にわたる違法行為を書面にまとめて山口地方検察庁下関支部に告訴状を提出しました。これは本年1月19日に弁護士に依頼して刑事告訴したものを6月14日に修正が求められたために、再度告訴内容を26項目にわたりまとめて提出したものです。しかし、山口地検下関は9月下旬になっても、まだ検討中とのことであり、このまま棚上げにされる恐れがあり本にして公開する準備をしています。

内容は、金山さんの告訴状を中心に、熊本一規明治学院大学名誉教授の寄稿文等を追加します。

2009（平成21）年5月15日に下関市が豊浦町黒井の現地確認をして産業廃棄物が混入していることを当時の市廃棄物対策課の業務日誌でも記録しており、これは産業廃棄物保管基準違反（廃掃法12条2項該当）の状態を知っていたこととなります。

関連工事をした元請、下請業者が情報公開文書から当時、無許可業者であったことが立証できる状況でも市は放置し続けています。

上記違法行為があるにもかかわらず市の「廃棄物があることは確認した」が「残土は廃掃法上の廃棄物ではない」と回答し続けてきましたが、これは廃棄物のとらえ方が間違っています。下関市はこの残土自体が廃棄物になること知りながら、金山さんの自己責任にして、責任逃れのため法令違反の虚偽公文書を出し続けています。

本来、下関市は廃棄物管理行政の責任と権限を有するものとして、先ず黒井現地で残土置場として賃貸借契約をしたU氏、排出事業者の元請や関連業者を集め、その廃棄物を処分させるための「改善命令」（法19条の3）を出すことが出来たにもかかわらず何の指導、処分もせずに（規制権限不行使）放置しました。（公務員職権濫用罪、刑法193条に該当）

（有膳家のU氏と壱星工業㈱のH氏との「残土搬入契約書」は10トンドンプ1台分の「残土」を3,000円でU氏に支払うとの内容ですが、これはその「残土」が不要物だから捨てた「捨て賃」でした。つまりその「残土」は廃棄物であったこととなります。

また「残土」をもらい、金をもらったU氏がその「残土」を放置、逃亡して16年目を迎えますが、つまりこの「残土」は占有者のU氏にとって有価物でなく不要物であることを示すものです。つまりこの黒井の「残土」は占有者の意思で捨てられた「廃棄物」となります。

それを市は「残土は廃掃法上の廃棄物ではない」と言い続けて何の指導もして来ませんでしたし、私たちが求めた公開質問状回答についての話し合いもまともに応じませんでした。

「残土」も占有者の意思次第で有価物にも廃棄物にもなる

「おから事件」という最高裁判例があります。「おから」は食べられるので有価物であり、廃棄物ではないと思うかも知れません。しかし、おからでも豆腐製造工場で毎日大量に排出されるおからはそのままでは腐敗し悪臭を放つに至るため、お豆腐屋さんが他者にお金を出したりして処分してもらえば、そのおからは廃棄物と成るのです。占有者の意思でこれは不要物（廃棄物）とすれば有価物であっても廃棄物になるという判例が出ています。

刑集 第53巻3号339頁 (おから事件最高裁判所判例) | 産業廃棄物収集運搬業許可は「行政書士いだ事務所」 大阪いだ (officeida.com)

また下関市は「コンクリートくずは産業廃棄物か？」との公開質問状に対して「廃棄されたら廃棄物の可能性があるが、残土は廃棄物ではない」と聞いたことに答えない公文書回答をしています。また「廃棄されたら廃棄物の可能性がある」のではなくコンクリートくずは産業廃棄物と以下の法令で規定されています。

[建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について | 法令・告示・通達 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)

また市廃棄物対策課が使用する現場ハンドブック「産業廃棄物等取扱ルール」にも明記されています。

産業廃棄物の種類と品目例 「産業廃棄物等取扱ルール 改訂版」(公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団発行) (別紙1) p7参照。

つまり下関市は廃棄されようがされまいが「コンクリートくず(ガラも)は産業廃棄物」と正しく答えるべきことをごまかし続けているのです。

残土は有価物にもなりますが、占有者が不要物とすれば廃棄物になるのです。

車の持ち主がまだ使える車をもう買い替えるので不要になったとすれば廃車、廃棄物と成ります。「残土は有価物」という言葉や「誰が捨てたか分からないから」と産業廃棄物保管基準違反を見逃し、放置していますが、「残土」の搬入者は明らかであり、関連業者に改善命令をすることができたし、不法投棄であれば警察と連携して対処するように環境省の「行政処分の指針」(p45)に明記されています。

このように下関市が行政の規制権限を行使しない職権濫用により不法投棄被害者の金山氏にはごまかしの公文書回答を出し、犯罪に加担放置していることとなります。これは公務員の告発義務違反(刑事告訴法第239条第2項)でもありきびしい罰則も課せられるものです。

金山さんは情報公開制度を駆使して公文書公開により、下関市や両ガス会社、(株)ハローディ等の違法行為を突き止め、市に何百通もの質問書、通告書を送り続けています。そして今回、それらを告訴状にまとめて提出したものです。山口地検下関支部が動かないようですので、この際これを本にして世に問うことにしようということになったわけです。

そのため黒井の不法投棄の建設混合廃棄物の山を重機で削るという計画はしばらく延期となります。どうぞご理解、ご了承をお願い致します。

2. 朝鮮学校補助金復活要求行動

10月9日（水） 時間 朝鮮学校9時50分発。県庁玄関前着11時30分、抗議行動午後1時半頃まで

これまで国連の各人権（ヒューマンライツ）委員会から何度も朝鮮学校差別についてきびしい勧告が出ているのですが、それを無視するかのように国による差別（官製ヘイト）が続いています。かつて植民地支配で苦しめた隣国にルーツを持つ人々に今なお差別を続けていますが、憲法第98条第2項の「条約遵守義務」にも反し、かつ日本の侵略戦争への反省という面からも反しています。

国連人権各委員会からの日本政府への意見・勧告他

2013年6月10日 第3回社会権規約委員会での総括所見	27. 委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。 差別の禁止は教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止自由を包含していることを想起しつつ、委員会は高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。
2014年9月26日 第3回人種差別撤廃委員会の総括所見	19. 委員会は、(a)高等学校等就学支援金制度からの朝鮮学校の除外、及び(b)朝鮮学校に対し地方自治体によって割り当てられた補助金の停止あるいは継続的な縮小を含む、在日朝鮮人の子どもの教育を受ける権利を妨げる法規規定及び政府の行動について懸念する。（条約第2条、第5条） （前半の一文省略）委員会は、締約国に対し、その立場を修正し、朝鮮学校に対して高等学校等就学支援金制度による利益が適切に享受されることを認め、地方自治体に朝鮮学校に対する補助金の提供の再開あるいは維持を要請することを奨励する。委員会は締約国が、1960年のユネスコの教育差別禁止条約への加入を検討するよう勧告する。
2018年9月26日 第4回人種差別撤廃委員会の総括所見	22. …また、委員会は、コリアンの生徒たちが差別なく平等な教育機会を持つことを確保するために、高校就学支援金制度の支援金支給に関して朝鮮学校が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告を再度表明する。 特に重要なパラグラフ 47. 委員会は（中略）含まれる勧告の特別の重要性について、締約国の注意を促すことを希望し、これらの勧告を実施するために取られた具体的措置について、次回定期報告書において詳細な情報を提供するよう、締約国に要請する。

<p>2019年3月5日 第4回子どもの権利 委員会の総括所見</p>	<p>C.一般原則（条約第2条、第3条、第6条） 差別の禁止 18. 委員会は締約国に対し、以下の措置を取るよう促す。 (a) 包括的な反差別法を制定すること。</p> <p>H.教育、余暇および文化的活動（第28~31条） 教育（職業訓練及び職業指導を含む） 39.…前回の勧告を想起し、締約国が以下の措置を取るよう勧告する。 (c) 「〔高校〕授業料無償化制度」の朝鮮学校への適用を促進するために基準を見直すとともに、大学・短期大学へのアクセスに関して差別が行われないことを確保する。</p>
---	---

●このように国連人権（ヒューマンライツ）機関から日本は国による差別（教育における差別）と認定されています。そして度重なる勧告が出ては従おうとしません。日本に「個人通報制度」があれば、国連人権機関に個人通報できます。そこで委員会審議が行われたら、間違いなく日本政府に「理由書付き勧告」が出され、やがては日本の最高裁に影響を与え日本の司法が変わっていくといわれています。個人通報制度は自由権規約の173締約国のうち117か国が受諾し、OECD37か国中、批准してないのはイスラエルと日本だけとのことです。（2022年10月現在）。国連の各人権委員会から再三勧告を受ける朝鮮学校差別、日本の中で生きる子供たちを等しく処遇できない、私たち日本と日本人が今も問われています。（『高校無償化裁判』月刊イオ編集部編より抜粋）

◎10月26日(土) 坑口をあけたぞ！ 82年の闇に光を入れる集会

13:00~14:30 場所：追悼ひろば

集会後坑口に移動し、式典 ~16:00終了予定。

韓国より来日ご遺族も参加予定。

◎11月11日（月）金剛山歌劇団50周年記念公演（招待券あり）

山口朝鮮初中級学校チャリティコンサート

開場17:00 開演18:00 下関市民会館 以上、ご参加お待ちしております。

☆黒井不法投棄原状回復を求める闘いへのカンパありがとうございます。

8月 名古屋義弘・道子様 10,000円、10月 鈴木激・恭子様 10,000円、勝原強様 5,000円